

平成18年度 京都市重点改革方針

1 基本的な考え方

京都市では、昨年7月に新たな市政改革の計画として、「京都市市政改革実行プラン（以下「市政改革実行プラン」という。）」（推進期間：平成16～20年度）を策定し、「補完性の原理に基づく市民と行政の役割分担の改革」及び「NPM理論に基づく行政経営システムへの改革」の2つの基本理念の下、「改革の追求！実践！継続！」を目標に、15の推進項目及び60の取組事項を掲げて、全庁を挙げて更なる市政改革に取り組んでいるところである。

その結果、市政改革実行プランに掲げた60の取組事項の約9割に着手するなど、プランの着実な進捗がよく図られている。

しかしながら、我が国を取り巻く社会経済状況は、物質的には豊かな社会が実現された一方で、少子高齢化の急速な進展や人口減少社会の到来、地球環境問題の深刻化など、大きな時代の転換期にある。更には、我が国経済は、景気の踊り場から脱却するなど、ようやく明るい兆しが見え始めているものの、国や地方財政は極めて深刻な状況にある。また、平成17年3月末には、総務省から「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が示され、各地方自治体のより一層積極的な行政改革の推進が求められている。本市においても、全国を上回る速さで少子高齢化が進行し、また、予想をはるかに上回る市税収入の落ち込みなどにより、財政状況は、いまだ非常事態にあり、更なる市政改革を推進する必要がある。

こうした本市を取り巻く状況や改革の進捗よく状況を勘案し、より一層効果的、効率的に改革を推進するために、平成18年度において特に重点的に取り組むべきこと（「5つの重点項目」）及び改革を推進するうえで留意すべきこと（「3つの留意点」）を以下のとおり選定した。今後、平成18年度予算編成作業等においては、市政改革実行プランに基づき、各局区等において具体的な取組を進めることとなるが、本方針に十分留意して市政改革に取り組むこととする。

2 各局区等が主体的，継続的に改革を進めるための「5つの重点項目」

より一層効果的，効率的に市政改革を推進するに当たり，とりわけ「市政改革実行プラン」に掲げる15の推進項目及び60の取組事項に基づいた以下の5つの項目について重点的に取り組むこと。

(1) 事務事業の更なる見直し

平成18年度の予算編成作業に当たっては，引き続き事務事業評価制度を積極的に活用し，市民と行政の役割分担の在り方や目標達成度，効率性，受益者負担の適正性などの多角的な観点から十分に検討し，事務事業の整理統合や休廃止などの再構築等により，限られた財源の有効活用にこれまで以上に取り組むこと。

また，計画的に事務事業の見直しを図っていくために，中期的な（おおむね5年間）観点からの事務事業の見直しについても積極的に検討すること。

なお，新たな事務事業を実施するに際しては，可能な限り終期を設定するように努めること。

(2) 民間活力導入の更なる推進

市政改革実行プランにおいては，これまでの民間活力の導入の取組を更に推進し，一層のサービス水準の向上と業務の効率化を図るために，民営化，民間委託，PFI，指定管理者制度，地方独立行政法人制度など，最適な行政サービスの提供方法を選択することにより，「質の高い小さな政府」の実現に努めることとしている。こうした民間活力の導入の取組については，特に次の点に留意して更なる推進を図ること。

ア 公民協働（PPP）による民間委託等の推進

民間委託等については，市民サービスの向上や行政責任の確保など，より多角的な観点から検討を要するとともに，組織や人員配置等を十分勘案した中期的な観点から計画的に推進する必要があることから，「公民協働（PPP）推進の考え方について」（平成16年9月策定）を参考にして，改めて事務事業全般にわたる総点検を行うこと。

イ 公の施設の指定管理者制度への本格的な移行等

「京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例」(平成16年3月制定)及び「京都市公の施設の指定管理者制度運用基本指針」(平成16年8月策定)に基づき、平成18年4月の指定管理者制度への本格的な移行に向け、現在、各局等において鋭意取り組まれているところであるが、制度への移行及びその後の運営等については、特に次の点に留意すること。

指定管理者制度への移行に向け、経済性や効率性のみならず、市民サービスの向上や行政責任の確保など多角的に検討を行い、着実に取組を進めること。

制度の導入後は、指定管理者から必要に応じて報告を求めるとともに、利用者アンケートやモニター調査の実施など施設の管理運営への市民参加を進め、指定管理者の提供するサービス内容や運営の改善に努めること。

公の施設の適正かつ効率的な運営を図るため、現在直営によって運営している施設についても、指定管理者制度の導入の可否について更なる検討を行うとともに、指定管理者制度の導入に当たっては、利用料金制度の活用について検討すること。

ウ P F I手法の積極的な活用

公共施設等の整備等を行うに当たっては、コスト縮減に取り組むことは当然のこととして、「京都市P F I導入基本指針」(平成14年6月策定)に基づき、事業期間に係る総事業費がおおむね50億円以上のもの、又は建設事業費がW T O協定に基づく基準額(24億3,000万円)以上である場合はP F I手法の採用の適否について必ず検討を行うこと。

(3) 外郭団体の更なる改革

市政改革実行プランにおいては、民間活力の導入と併せて外郭団体の改革について、特に重点的に取り組むこととしており、団体の統廃合等や本市からの補助金、派遣職員の削減に関する数値目標を含め、本市の関与の見直し等を掲げた「京都市外郭団体改革計画(以下「外郭団体改革計画」という。)を昨年7月に策定した。

この外郭団体改革計画を進めるに当たっては、特に次の点に留意して取り組むこと。

また、外郭団体以外の財政的支援を行っている団体など所管局が調整等を行う関連団体についても外郭団体に準じて、補助金や委託料等の適正化など外郭団体改革計画及び本方針に沿った改革を積極的に進めること。

ア 統廃合の推進等

外郭団体改革計画において、統廃合等の検討対象団体として掲げた団体については、できる限り早期の実現に向けて年次計画を策定し、具体化に向けた取組を進めること。また、それ以外の団体についても経営の健全化に引き続き努めることとし、必要に応じて統廃合等の検討を行うこと。

イ 補助金の適正化

数値目標として掲げている「本市からの補助金の15%（約5億3千万円）程度削減」の達成に向けて、計画的に補助金の適正化を図ること。

平成18年度当初予算においては、既に削減した額と合計して平成15年度予算額の13%以上の削減を目標とすること。

ウ 委託料の適正化

指定管理者制度が適用される公の施設の管理委託はもとより、従来本市が外郭団体に委託していた業務について、原則として複数の事業者から委託先を選定することによる競争性の確保などにより、更なる委託料の適正化を図ること。

エ 派遣職員の削減

数値目標として掲げている「常勤派遣職員の30%（78人）以上削減」の達成に向けて、計画的に派遣職員の削減を図ること。また、派遣職員の削減に伴い、団体の職員の補充を必要とする場合には、原則として、期限付職員や嘱託職員を活用するなど、経営状況や業務量に見合う弾力的な対応が可能となるよう団体に対して指導すること。

オ 執行体制，人事給与制度等の適正化

外郭団体の組織，役職員数，人事給与制度，福利厚生事業等について，団体の事業内容や事業規模，経営状況等に応じたものになるよう指導すること。

(4) 区政改革の更なる推進

区政改革については，「区政改革に向けた今後の取組」(平成16年4月策定)に基づき，平成17年度予算編成から「区政策提案予算システム」を新たに導入したほか，本年4月に，局区間の一層の連携強化を図ることを目的に「区行政の総合的な推進に関する規則」を制定し，取組を推進しているところである。

各区で取りまとめる「区行政重点課題」のうち各局等の所管業務については，「区政策提案予算システム」において，局区間協議を十分に行い，各局等は，局の方針及び予算に反映させるよう努めること。

(5) コスト節減等の更なる徹底

コスト節減等については，設計方法の見直しなどによる公共工事のコスト縮減や入札制度の改善による事務の効率化等に努めるとともに，今年度は「もったいないプロジェクトチーム」を設置し，本市が有する経費，時間，資産等の有効活用を一層促進することとしている。

各局区等においては，「プラス・アクション21」による全職場での業務改善活動等を通じて，職員のコスト意識の向上はもとより，遊休資産の積極的な活用，売却や物品購入等の際にできる限り競争原理を働かせるなど様々な工夫を凝らし，更なるコスト節減等の徹底に努めること。

3 更なる改革を進めるうえでの「3つの留意点」

更なる市政改革を推進するうえで、以下の3つの点に留意して取組を進めること。

(1) 局区運営方針による説明責任の充実

今年度から策定している「局区運営方針」は、各局区等のマネジメント機能を強化するとともに、市民との情報共有、説明責任の充実を図ることを目的としている。

この目的に沿って平成18年度の「局区運営方針」の充実を図ること。

特に、平成18年度に見直し等を行う主な事務事業のほか中期的に見直しや民間委託等を検討する主な事務事業についても「局運営方針」に掲載するなど、各局区等における市政改革実行プランに基づく取組を「局区運営方針」に反映させ、説明責任の充実を図ること。

なお、遅くとも平成18年5月末までに各局区等のホームページ等によって公表すること。

(2) 情報公開と市民参加の推進

市政改革を推進するに当たっては、事務事業の見直し等の検討に際し、積極的に情報提供、公開を行うことによって透明性を向上させるとともに、最大限、市民意見を反映させるなど、市民との協働の精神に基づき、より一層情報公開と市民参加を推進すること。

(3) 改革の気風の浸透

市政改革実行プランの目標を「時代の変化に適合した制度、仕組みや方針、方策等を構築するため、改革が常に追求、実践、継続され、京都市役所の隅々にまで改革の気風がみなぎるようにすること。(改革の追求！実践！継続！)」としているように、改革の取組は全庁一丸となって継続的に取り組むことが重要である。

市政改革を推進するに当たっては、各所属の幹部職員が率先実行して取組を行うことはもとより、所属職員と十分な意思の疎通を図るなど、常に改革が推進される組織風土の醸成、改革の気風の浸透を図ること。